

## 警察庁の通達の有効期間に関する訓令（平成25年警察庁訓令第10号）

最終改正：平成27年3月27日

### （目的）

第1条 この訓令は、警察庁の通達の有効期間について必要な事項を定めることにより、適正かつ能率的な業務運営に資することを目的とする。

### （定義）

第2条 この訓令において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- ① 局 警察庁の内部部局（以下「内部部局」という。）の長官官房、局及び部をいう。
- ② 課 内部部局の課及びこれに準ずるものをいう。
- ③ 庶務担当課長 警察庁における行政文書の取扱いに関する訓令（平成23年警察庁訓令第7号）別表第1に掲げる課の長をいう。
- ④ 秘密文書 警察庁における行政文書の管理に関する訓令（平成23年警察庁訓令第9号）第2条第5号に規定する秘密文書その他これと同程度以上の秘密保全を要する文書をいう。

### （通達の有効期間）

第3条 通達には、有効期間を定めなければならない。ただし、法令又は訓令の制定又は改正に伴う施行通達については、有効期間を定めないことができる。

2 前項前段の有効期間は、別表に定める期間の範囲内において、当該通達により示達する内容に照らして必要な最小限度の期間としなければならない。

### （通達の種別）

第4条 通達の種別は、次の各号に掲げるとおりとする。

- ① 第一種通達 第二種通達以外の通達
- ② 第二種通達 有効期間の定めのある通達のうち、次のイ又はロに掲げるものの  
イ 通達の発出日から有効期間の満了する日までの期間が1年以内のもの  
ロ 業務運営に係る基本方針、要綱等（1年以内の期間について定められたものに限る。）を示す通達（イに掲げるものを除く。）

### （有効期間の審査）

第5条 第一種通達（次項に規定するものを除く。）を発出しようとするときは、その有効期間（有効期間を定めないことの可否を含む。）について、長官官房

総務課長（以下「総務課長」という。）の審査を受けなければならない。

- 2 第一種通達のうち有効期間の満了する日が通達の発出日の属する年度の翌年度の4月1日を起算日として5年を超えないもの又は秘密文書に該当するもの（いずれも警察庁における行政文書の取扱いに関する訓令第23条第1項に規定する進達文書に該当するものを除く。）を発出しようとするときは、その有効期間について、当該通達の起案に係る課が属する局の庶務担当課長の審査を受けなければならない。

（補則）

第6条 この訓令に定めるもののほか、警察庁の通達の有効期間に関し必要な事項は、総務課長が定める。

附 則（平成25年10月2日警察庁訓令第10号）

この訓令は平成25年11月1日から施行する。

附 則（平成27年3月16日警察庁訓令第6号）

この訓令は平成27年3月16日から施行する。

附 則（平成27年3月27日警察庁訓令第11号抄）

- 1 この訓令は、平成27年4月1日から施行する。

2～5 （略）

別表 通達の有効期間（第3条関係）

通達の内容	有効期間
・ 法令又は訓令の制定又は改正に伴う施行通達（有効期間を定めないものを除く。） ・ 法令又は訓令の解釈又は運用を示す通達	30年以下
・ 業務運営に係る基本方針、要綱等を示す通達（次項に掲げるものを除く。）	5年以下
・ 業務運営に係る基本方針、要綱等（1年以内の期間について定められたものに限る。）を示す通達	2年以下
・ 特定の事案等を契機とする当面の業務運営上の留意事項等を示す通達	1年以下
備考 この表における有効期間は、通達の発出日を起算日として計算する。ただし、第4条第1号に掲げる第一種通達の有効期間については、通達の発出日の属する年度の翌年度の4月1日を起算日として計算する。	